**神奈川県サイクリング協会　委員申込用紙**

「神奈川県サイクリング協会　委員要綱」の各項目全てに賛同し、【趣旨】【役割】を良く理解し、且つ、当協会のプライバシーポリシーなど、ホームページに記載している各種規定を順守できる方は、この委員申込用紙に必要事項を記載のうえ神奈川県サイクリング協会・事務局までメールで申込をお願いします。※押印省略

※宗教・政治活動・暴力団等に無関係の方

※不採用の方は、不採用の通知日から最低1年間(もしくは通知記載内容に従う)再申込を受付けない

**〇申込期間**

随時受付けます。理事会で選考して御連絡します。(選考期間：1か月程度　年末年始等も含む)

※必要に応じて面談等が必要な場合は、適宜、事務局より御連絡を差し上げます。

　**〇インフラ環境**

情報漏洩を防御するウイルス・ソフトを適用したコンピュータ環境をお持ちでアプリケーション・ソフト等の作業ができること。プリンター等の付帯設備があることが望ましい。

通信環境は、スマートフォン等を所有しており随時連絡が取れること。

　　※インフラ環境の整備、ならびに、維持費用については、当協会では原則、負担しません

**主な具体例**

・

・神奈川県サイクリング協会のホームページ等を閲覧可能なこと

・メールアドレスを所有し、2～3MB程度の電子データの送受信可能なこと

・マイクロソフト・ワード/エクセル/パワーポイント等の作業が可能なパソコン環境を有し、作業できる技術スキルを有していること

**〇　氏名・フリガナ**

　フリガナ

氏　　名　　　　　 　　　 　　　　　　 　　　年齢層（ 歳代）

**〇　連絡先 ※普段連絡等が取れるもの**

電話（　　 ―　　 ― 　　 ）　　メールアドレス（ 　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　 　 ）

住所（〒 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

所属サイクリングクラブ名 （ ） ※未所属の方は「個人」と記入ください

**〇　職務可能分野** ※複数可　得意分野の順に記入( 　　　　　　　　 　　　　 　　　　　　　)

1.会員事務　2.団体保険　3.行事企画　4.ホームページ　5.KCAニュース編集　6.行事受付 7.郵送補佐　8.写真撮影　9.その他( 　　 )

**〇　申込理由**

　　＊サイクリング等の経歴　(走行技術・引率資格・整備免許・交通安全知識等)

 \*当協会のボランタリー活動を通じてサイクリングに寄与したい内容、委員就任に関する希望等

**お問い合わせ**

**神奈川県サイクリング協会事務局　kcakanajimu@gmail.com**

**神奈川県サイクリング協会　委員要綱**

**第１条　趣旨**

神奈川県サイクリング協会規約「第三条　本会の目的」に従って活動するものとし、サイクリング実務経験を有し、協会運営、ならび、協会事業に関して積極的に参加する意志のある方をもって構成する。

【本会は、自転車の安全で適正な利用の推進のために、市民を対象としてサイクルツーリズム(略称：サイクリング）を通じてサイクリスト相互の親睦を図り、併せて生涯スポーツとしての啓蒙普及を図る。】

**第２条　役割、および、義務**

委員は「第１条 趣旨」に基づき理事を補佐する。

【理事】善管注意義務※1を伴う責任ある立場の者とする。

【委員】「理事ではなく」業務を持たないため善管注意義務は適用除外とすることとする。

但し、「理事からの作業依頼に従い理事と協力して業務を誠実に実施することができる者」等、一般社会通念※2をもって従事する者とし、理事と同様、原則、理事会参加出席を必須とする。

※1 善管注意義務：善良な管理担当者の注意をもって業務を処理する義務のこと

※2 一般社会通念：社会一般に通用している常識または見解

**第3条　任期、および、任用**

最大1年単位(年度途中採用の場合は、理事の任期である6月30日を区切りとする)の臨時的任用期間とし、

理事会審査により都度採用を認定する。

任用における詳細は別途指定する「神奈川県サイクリング協会委員　申込書」に定める。

誓約書の提示は、委員は当協会委員申込書の提出をもって「本要綱」の内容に同意したものとする。

**第4条 情報の提供・開示**

　守秘義務に係わる資料、および、取引先情報や個人情報など協会固有情報等は、理事のみ閲覧許可とする。

これに違反した場合は、協会規約等に照らして対処するものとする。

但し、業務遂行に当たり必要な情報は、従事期間に限り担当理事を通して閲覧、および、配布可能とする。

※配布資料は、内容に合わせて担当理事が責任をもって回収し、その後、適正に処理することとする

**第5条 手当**

神奈川県サイクリング協会規約「第三十三条　役員および理事の経費」に基づき支給する

【役員および理事は、原則、無報酬とする。但し職務遂行のため必要と認められる実費等は支給する。】

　但し、協会の運営状況によっては断りもなく無償とすることとする。

**第6条 業務遂行のために認められる実費の扱い**

担当理事を通じて会計担当、もしくは、代表理事の承認により支給することとし、許可のなき費用発生については、如何なる理由があっても支給しない。

領収書等の不備、年度を跨ぐなど会計処理期日を過ぎた請求等は、理事と同じく支給しないことがある。

**その他**

　他の事項については、神奈川県サイクリング協会規約の「理事」の部分を「委員」に読み替えるなどして適宜適用するものとする。

疑義が生じた場合は、別途協議事項とする。

なお、本要綱は、断りもなく改定する場合がある。

**附則**

本規約は、令和 7年(西暦2025年) 1 月 1 日 より施行する。